



## 特集 治安維持法とカトリック教会

ナチ党が共産主義を攻撃したとき、私は自分が多少不安だったが、共産主義者でなかったから何もしなかった。

ついでナチ党は社会主義を攻撃した。

私は前よりも不安だったが、社会主義者ではなかったから何もしなかった。

ついで学校が、新聞が、ユダヤ人等々が攻撃された。

私はずっと不安だったが、まだ何もしなかった。

ナチ党はついに教会を攻撃した。

私は牧師だったから行動した—しかし、それは遅すぎた。

マルティン・ニーメラー

(1892年～1984年、ドイツの神学者、牧師、告白教会創立者の一人)

ミルトン・マイヤー『彼らは自由だと思っていた』

(田中浩・金井和子訳、未来社、1998) より

改行は正義と平和協議会事務局

# 総説 治安維持法とカトリック教会

## ■ 三好千春 (援助修道会・南山大学教授)

### 1 治安維持法と宗教

#### 1.1 治安維持法の成立

治安維持法が成立・施行された1925年は、日ソ基本条約が締結（同年1月）された年であり、男子普通選挙法が成立（同年3月）した年でした。なぜ治安維持法が25年に成立したかを通説的に言うなら、日ソ基本条約によるソ連との国交樹立でコミンテルン<sup>\*1</sup>が行う共産主義の宣伝を警戒したからであり、普通選挙法を認める代わりの交換条件だったからです。

とはいえ、この法律は上記二つの要因があったから、1925年にいきなり成立したというわけではありません。為政者側から見た「治安」が脅かされ、従来の治安体制ではやれないと判断した時代状況が、既に1910年代に出現していたのです。

それは、ロシア革命（1917年）と日本各地で起こった大規模な米騒動（1918年）、また、それらに刺激されて社会運動・労働運動が日本で再び活発化し始めたことでした。こうした運動の高まりと、運動を支える社会主義思想や無政府主義思想—これらを政府は「危険思想」と呼びました—の波及を食い止めること、それが日本政府の課題となったのです。そのため政府は1922年に「過激社会運動取締法案」を国会に提出したのですが、過激思想とは何か、宣伝とは何かといった定義について十分に説得力ある国会答弁が出来ず、新聞や学者などの反対も激しかったため、これは廃案となりました。

そこで、この失敗を踏まえ、改めて1925年2月に加藤高明内閣により衆議院に提出されたのが、治安維持法案だったのです。

実は、この法案に対しても、議会内外でかなりの反対運動がありました。衆議院では与党議員の中からさえ何人もの反対者が出ましたし、議会外でも、左派系の労働組合や農民組合などが全国各地でデモや集会を行っていました。また、言論の自由を奪われることや法律が拡大適

用されることを恐れたマスメディアや知識人たちも批判の声を挙げ、新聞は連日のように治安維持法案に関する記事を掲載していたのです。

しかし内閣は、法案の第1条に、はっきりと取り締まりの対象は「国体」を変えようとする、または私有財産を否定する結社であると記されており、拡張解釈の余地はないと説明して反対を押し切りました。その結果、法案は衆議院・貴族院ともに通過、成立し、同年5月から施行となりました。

治安維持法は、全部で七つの条文からなっていました。最も重要なのは第1条です。それは、「国体を変革」する、あるいは「私有財産を否認」しようとする「目的」で「結社」を組織すること、または、そうした「結社」にそういうものと知りながら加入する者を「十年以下の懲役又は禁錮」とすると定めた条文でした。

ここから分かるのは、当初、治安維持法が想定していたターゲットは共産党であり無政府主義者組織であって、宗教団体は全く念頭に置かれていなかったということです。

ところが、1925年時点では、共産党は当局の弾圧により解党しており、無政府主義組織も急激に衰退していました。いざ法律を作ってみたら、その取り締まる対象が不在だったわけです。そのため治安維持法は、将来再建されるであろう共産党を取り締まるための予防的な「伝家の宝刀」になるかに見えました。

#### 1.2 1928年の「改正」

治安維持法の本質は「結社」の取締りにあり、共産主義の「宣伝」を取り締まることを目的としてはいませんでした。しかし、当時の政府が最も課題としていたのは、コミンテルンや共産主義者による「赤化宣伝」だったのです。一応、治安維持法にも第2条で協議罪、第3条で扇動罪が設けられていましたが、どちらも特定の人間に

対する行為を処罰する内容で、不特定多数を対象とする宣伝行為には適用できませんでした。

また、「結社」取締法としても、1928年の三・一五事件で、治安維持法は政府にとりその限界を露わにしました。この事件は、1926年に再建された日本共産党員を治安維持法違反容疑で一斉検挙しようと、共産党および労農党や日本農民組合など関連組織の捜索を行い、約1600人も検挙者を出しながら、その多くは単なる共産党支持者で党員ではなかったため、彼らに治安維持法の結社罪を問えず、起訴されたのは488人だったという事件です。共産党に共感し協力する者でも、党籍がなければ釈放するしかない。政府にとって、これは「結社」取締法としての欠陥であり、「改正」すべき点でした。

そこで田中義一内閣は、1928年6月に緊急勅令という強引なやり方で治安維持法を「改正」しました。この「改正」の重要点は二つあります。一つは、第1条を「国体変革」と「私有財産否認」の二つの項に分け、第1項の「国体を変革」しようとする「結社」の組織・指導罪に対して、死刑を導入したことです。

二つ目は、これがより重要な「改正」点ですが、「目的遂行罪」を新設したことでした。

この「目的遂行罪」は、共産党を支援するあらゆる行為を、「結社の目的遂行の為にする行為」とみなすもので、これによって弾圧の対象は一気に拡大しました。なぜなら、「目的遂行」行為が何かを判断するのは特高警察など取り締まる側で、彼らは治安維持法を、できるだけ「包括的な、広い規定を設けて置き」恣意的に運用しようとしたからです。

こうして「改正」治安維持法のもとで、本来ターゲットとされた日本共産党の党員や日本共産青年同盟のメンバーだけでなく、「国体変革」という「目的遂行」を支援する、すなわち、上記の政党や団体を支援する団体や個人も標的とされるようになりました。具体的には、労働組合、農民組合、プロレタリア文学・美術・映画関連団体などと、それに関わる個人です。

さらに、この「改正」治安維持法の恣意的な

解釈と運用は、単に共産主義関係の人々を弾圧するに止まらず、1930年代半ばからは、宗教団体もその拡大適用を受けることとなりました。

その始まりは、1935年12月に起こった「第二次大本教事件」です。これは当時、国家主義運動に参入していた皇道大本（大本教）を恐れた内務省が、その政治活動をつぶそうとして起こした事件で、国家主義運動に治安維持法を適用した唯一の事例でもあります。

しかし、本来、宗教団体である皇道大本の教義を「国体を変革」しようとしていると曲解して、不敬罪および治安維持法第1条違反の容疑で最終的に幹部・信者合わせて987人を検挙した上、亀岡にあった本部建物をダイナマイトで徹底的に破壊したこの事件は、その後の宗教団体への治安維持法適用に道を開くこととなりました。

この事件から一年後の1936年12月、新興仏教青年同盟が治安維持法違反で弾圧対象となり、続いて、天理本道、天理神之口明場所といった天理教系宗教団体やキリスト教系の灯台社などが治安維持法の適用を受けました。これらの宗教団体はいずれも、第1条の拡大解釈に基づいて、「国体」を否認する「邪教」として結社を禁止され、不敬罪容疑で起訴されています。

こうして、共産主義、無政府主義の結社の取締りを目的とし、宗教団体の取締りは全く想定していなかったはずの法律が、無理な拡大解釈・適用を重ねていく内に、宗教団体をも抑圧、弾圧するものへと変貌したのです。

とはいえ、これはあくまでも無茶な拡張解釈を繰り返した上での強引なやり方でしたので、現場の思想検事や裁判官たちから、もっと使いやすくするために、現状に合わせる形でこの法律を「改正」して欲しいという要望が出てくるようになります。

同じ頃、司法省も裁判所の令状なしに召喚、勾引、勾留、訊問を行える強制捜査権を定めて、数で勝る警察に対抗し検察の犯罪捜査指揮権を確立したいという思惑を抱いていました。

こうした要望や思惑が相まって、1941年3月、治安維持法は再度「改正」されます。

### 1.3 1941年の「改正」—「新治安維持法」—

二度目の治安維持法「改正」により、それまで全7条だった治安維持法は全65条の条文を持つ、殆ど新しい法律として生まれ変わりました。そのため、しばしば41年の大「改正」後の治安維持法は、「新治安維持法」と呼ばれます。

この大「改正」が果たした大きな役割は、これまでの拡大適用の既成事実化でした。これまで無理な拡大解釈・拡張運用の上でなされていた宗教団体の取締りについても、新たに三つの条文（第7～9条）が加わり、明確な法的根拠が与えられたのです。

新たな条文中で最も重要なのは、第7条です。これは「国体を否定し又は神宮若（もしくは）は皇室の尊厳を冒瀆すべき事項を流布することを目的として結社を組織」した者、その結社の役員、指導者などへの罰則を定めた条文でした。

治安維持法がこれまで問題としてきたのは国体の「変革」でしたが、7条では国体の「否定」になっています。当局の説明によれば、「国体」を「否定」するとは、「国体」を「観念的消極的に認め」ない精神行為、つまり、消極的にであっても「国体」を認めないこと自体が罪になるということでした。

しかし、この「国体」という言葉は、治安維持法の成立時から、意味が漠然としていて明確な定義がなく、解釈でいくらでも変えられ、拡大適用される危険性を秘めたものでした。一体、「国体」とは天皇を中心とする道徳的な共同体のことなのか。天皇の統治権を指すのか。万世一系の皇統のことか。三種の神器か。あるいは、天皇を現人神と信じる国家なのか。とにかく、あいまいだったのです。

いずれにせよ、政府の側はキリスト教の信仰内容、例えば、神の唯一絶対性、神の国の実現やキリストの再臨を待ち望むことなどを、「国体」観念に抵触するものとみなしており、キリスト教を信じていること自体が危険な精神行為となり得ました。実際、1940年代、ブレスレン、灯台社（第二次灯台社事件）、日本基督教団第六部（日本聖教会）・第九部（きよめ教会）・東

洋宣教会きよめ教会（ホーリネス三派）などが、治安維持法違反の嫌疑で一斉検挙されています。

では、カトリック教会は新治安維持法のもとで、どのような扱いを受けたのでしょうか。

## 2 カトリック教会と治安維持法

治安維持法によるカトリック教会への「弾圧」というと、戸田<sup>たてわき</sup>帯刀<sup>※2</sup>札幌教区長の逮捕・勾留、夙川教会主任のシルベン・ブスケ<sup>※3</sup>神父の悲惨な死やアルフレッド・メルシェ<sup>※4</sup>神父の受けた凄まじい拷問などが連想されるかと思います。

しかし、1942年3月に起こった戸田帯刀札幌教区長の検挙・起訴の理由は、陸軍刑法99条（造言蜚語罪）違反で、治安維持法違反ではありませんでした。また、ブスケ神父、メルシェ神父は、天皇への不敬言動やスパイ容疑といったあいまいな理由に基づき憲兵隊に連行され、凄惨な拷問を受けたケースです。これは、憲兵が「怪しい」と思っただけで拘束し、取り調べという名の拷問を行った数多い事例のうちに入るでしょうが、明確に治安維持法違反の名目による逮捕とは言えないと思います。

「新治安維持法」の時代、カトリック教会は「日本天主公教教団」という名前で、日本政府から認可された宗教団体（1941年5月認可）として、総力戦体制の中に組み込まれていました。

宗教団体法（1939年成立・1940年施行）は、それまで「神仏道以外の宗教」という言い方で「宗教結社」扱いされ宗教法規外に置かれていたキリスト教を「宗教団体」と明記し、キリスト教を日本で初めて法的に公認した法律です。そのため、日本のキリスト教界は全体としてこの法律を歓迎し、カトリック教会も、認可されて仏教や教派神道と法的に同等となり、宣教に有利となったと肯定的な見方をしていました。

政府から公認されたカトリック教会は戦時中、軍部からの要請に応じてフィリピンやインドネシアのフローレス島に宗教宣撫班<sup>せんぶ</sup>を送るなど、（消極的であったとしても）戦争に協力し、愛国的な言動や活動を行っていました。

しかし、教会側が当時の日本社会に溶け込ん

で愛国的に生きようとしていても、政府側はあくまでもキリスト教に不信の目を向け、カトリック教会も容赦なく監視されていました。

例えば、香港から徳島教会に住むスペイン人宣教師のもとに郵送された文書内容が、「反日文書」としてそっくり記録される、浦上教会で行われた司祭を交えた信徒の会合で、各家庭に神棚を設置することや神社参拝を励行することといった決議内容が全て特高に把握される、イタリアで1943年7月にムッソリーニが失脚しバドリオ政権が発足すると、それに対する「日本カトリック教徒の動向」が探られ、信徒たちの言動が逐一記録される、といった具合です。

戦時中の政府は、出版物や公的な場での言動など「合法的」なものによってキリスト教をはじめとする宗教の教義を理解するだけでなく、「布教師、信者」の「裏面言動」までも監視すべきとしていました。したがって、教会内へのスパイ潜入や司祭・信徒の尾行・監視はもちろん、教会内部からの密告も時にはあり、上記のように手紙が検閲され、司祭と信徒しかいないはずの会合の内容が筒抜けだったのも驚くことではなかったのです。

こうした不断の監視状態こそ、治安維持法がカトリック教会にもたらした影響だったと言えるでしょう。（そういう意味では、先述のブスケ、メルシェ両師の受難は、敵国人として監視されていたゆえの悲劇であり、両神父は治安維持法の間接的な犠牲者と言えます。）

しかし、時には監視だけでは済まず、治安維持法が教会の人々に直接的暴力となって降りかかることもありました。その一例が、1944年4月に高田教会（新潟県）で起きた事件です。<sup>※5</sup>

これは、高田教会でドイツ人宣教師サウエルボルン神父のもとで「聖書研究会」を作っていた人々のうちの7人（「伝道婦」中島邦を含む女性6名、男性1名）が、突然、特高警察に拘束され（翌5月にはサウエルボルン神父も逮捕）、このうち司祭と3人の信者が起訴され有罪判決を受けた事件です。

『特高月報』には、「伝道婦、信者等が、天主

を絶対視する」あまり「神宮」と「皇室の尊厳を冒瀆」し「不敬」な言動をした「事実を探知」して、7人を検挙し取り調べ中としか記されていませんが、今年1月、中島邦への判決文に「治安維持法8条後段に該当する」と記されていたことが判明し（毎日新聞2017年1月22日朝刊）、先の4人が治安維持法違反による有罪判決を受けたらしいことが分かりました。

ただ自分の信じるところの宗教を信じているというだけで、徹底的に監視され、理不尽な拘束を受け、有罪判決を言い渡され、刑務所で苦しまなければならない。それが、治安維持法という「稀代の悪法」が生んだ現実でした。

2017年4月6日、いわゆる「共謀罪」法案が衆議院本会議で審議入りしました。これが通過した後に何が待っているか、戦前の治安維持法が教えてくれています。

※1 コミンテルン 共産主義インターナショナル (Communist International) の略。第3インターナショナルともいう。帝国主義と闘う国際的な共産主義運動を志向したレーニンによって提案され、1919年に結成されたが、第2次世界大戦の最中、43年に解散した。

※2 戸田帯刀神父 (1898～1945) 1942年、当時札幌教区長の職にあったとき、米国との戦争を批判して旧軍刑法違反で逮捕された。44年横浜教区長に転任。45年8月、終戦を迎えると、軍に出向き接収された教会などの返還を求め、その二日後、横浜市の保土ヶ谷教会内で何者かに射殺された。憲兵が戸田神父を殺害したと見られている。

※3 シルベン・ブスケ神父 (パリ外国宣教会、1877～1943) 1901年来日。06年大阪教区カトリック北野教会設立。21年カトリック夙川教会設立。43年2月、求道者を装った憲兵に騙され、逮捕。拷問と信頼を裏切られたことで精神を病み、半月後、入院先の病院で衰弱死した。葬儀も憲兵や警官の警戒の元に行われた。

※4 アルフレッド・メルシェ神父 (パリ外国宣教会、1905～1977) カトリック夙川教会の主任司祭。45年5月、スパイ容疑で尼崎の憲兵隊に連行され、終戦後の45年8月16日に解放。激しい拷問の様子を信徒には語らなかつたが、パリ外国宣教会あてに報告書を作成し、死後30年以上経って、日本語に訳され、実情が明らかとなった。

※5 P.7 「高田教会の聖書研究会弾圧事件」もご覧下さい。

## 「三浦綾子さんの小説『母』を読んで『治安維持法』を学ぶ」

■ 田口武男（大阪教区梅田教会信徒）

カトリック大阪教区・部落差別と人権を考える『信徒の会』は、2月、「三浦綾子さんの小説『母』を読んで昭和初期と今を考える」というテーマで学習会を行った。

作家小林多喜二は1933年2月20日、警視庁築地署の特高警察に治安維持法違反容疑で逮捕され、その日のうちに拷問死した。作家で、キリスト者でもある三浦綾子さんは、この事件を多喜二の母でキリスト教信仰に篤かったセキさんの独白の形で、小説『母』にまとめた。

築地署から多喜二の遺体が戻ってきた模様が、小説『母』ではセキさんの独白として次のように綴られている。

「布団の上に寝かされた多喜二の遺体はひどいもんだ。首や手首には、ロープで思いっきり縛りつけた跡がある。ズボンを誰かが脱がせた時は、みんな一斉に悲鳴を上げて、ものも言えなかった。下っ腹から両膝まで、墨と赤インクでもまぜて塗ったかと思うほどの恐ろしいほどの色で、いつもの多喜二の足の二倍にもふくらんでいた。誰かが『釘か針を刺したな』と言っていた。……よくまあわだしは、気絶もしなかったもんだ。それどころかその時わだしはこう言ったんだと。『ほれっ！ 多喜二！ もう一度立って見せねか！』ってね」。

「ラジオでも新聞でも、死因は心臓マヒって発表されたけど、あれだけは嘘だ。あれだけ内出血ば起こせば、腹ん中だって、胸ん中だって、血だらけだべ。どうしたわけか、どこの医者も解剖してくれなかったんだって。もし心臓マヒでなければ、誰かが殺したってということになるわけだべからなあ」。

### ●カトリック神父も被害

北野教会（現・大阪教区梅田教会）を創設したシルベン・ブスケ神父が大阪憲兵隊によって拷問死したのは多喜二の死から10年後の1943年

3月10日だった。取り調べによって神父は発狂し、遺体は精神病院で引き取るようになった。

Sr.カッタン（聖ヴィンセンシオ・ア・パウロの愛徳姉妹会）は、大阪で米軍のじゅうたん爆撃があった1945年3月13日、焼け落ちた釜ヶ崎の診療所を見に行き、日本人シスターとともに憲兵隊員に呼び止められ、不審者として身柄拘束され、大阪憲兵隊施設に留置された。日本人関係者が奔走して3泊4日の留置後に釈放された。スパイ容疑と思われるがはっきりしていない。

夙川教会（大阪教区）のアルフレッド・メルシェ神父は45年5月から8月16日まで、スパイ容疑で逮捕拘束された。終戦の日を過ぎた45年8月18日になっても、戸田帯刀横浜教区長が射殺されている。

なぜこのように乱暴なことがまかり通ったのか？ 戦争とこれに抵抗する者を罰する〈最高は死刑〉の法律「治安維持法」があったからだ。学習会では、三浦さんの小説、日記、エッセイを読んで昭和初期と今を考え、キリスト教徒としての生き方を考えた。

### ●戦時下殉教者の合同追悼ミサを！

2015年8月8日に大阪梅田教会で行われた平和祈願ミサで、和田幹男神父は「ブスケ師のみならず、獄中厳しい拷問を受けたメルシェ師、それに終戦後憲兵によって射殺された戸田横浜教区長もすべて殉教者だと考えます。殉教された方々を一緒に追悼し、現時点での日本に対するメッセージを考えるようにしたい」と訴えた。

太平洋戦争中の弾圧は満州国建国に賛同したカトリックの教会さえ免れ得なかった。戦時下殉教者の合同追悼ミサは、遅ればせながら、全キリスト教徒が共有すべきもう一つの「戦争記憶」であり、共謀罪反対の意思表示になると思う。

# 高田教会の聖書研究会弾圧事件

## ■ 昼間範子（事務局）

新潟教区カトリック高田教会（新潟県上越市）では、第2次世界大戦末期の1944年、復活祭が明け、白衣の主日（今日の神のいつくしみの主日）の4月9日、理由もわからないまま信徒7人が逮捕されるという事件が起こった。翌月5月には、当時の高田教会主任司祭、フランツ・サウエルボルン神父（神言会）も逮捕された。このうち、比較的年齢が上の4人はまもなく保釈されたが、サウエルボルン神父と当時まだ20代だった3人の女性は、終戦までの1年5ヶ月間、未決のまま拘留され、各地を引き回されて、不衛生な環境と厳しい取り調べに耐えることになった。神父に対しては、タバコの火を髪につけられるなどの酷い暴行も加えられた。

7人は、高田教会で開かれていた聖書研究会のメンバーだった。聖書研究会の中心だった女性は、当時政府の公認するカトリック伝道師の免許を取得していたし、サウエルボルン神父は同盟国ドイツの出身だった。しかし神父の英国留学経験などから当局に目をつけられ、聖書研究会のメンバーの家庭に憲兵夫婦が住み込んで盗聴されたり、神父が近くの病院で開いていたドイツ語講座に警察官が潜り込んだり、教会に無断で憲兵が侵入したり、といったことがたびたび起った。

社会全体も、町内をめぐる「火の用心」の声や「キリスト教はやめましょう」に変わったり、信徒の家に投石があったりと、キリスト教への敵意がさまざまな形で現れた。

特高（特別高等警察）による勾留中の取り調べは、キリスト教が天皇中心の国体観念には相容れないことを強引に認めさせるものだった。1年5ヶ月拘留されたKさんは、この取り調べの様子を手記に書き残している。特高は、まず人生観や信仰についてのレポートを提出させ、そのレポートに従って尋問を行った。特高の態度はやわらかく、あたかもKさんに感心し、自分もカトリック信仰に関心を持っているかのよ

うだった。ところが特高は、対するKさんの熱心で率直な答えを、すべてKさんに不利になるように書き直した。このことをKさんは次のように書き残している。

「そして私に不利になるような、過激な、政府に挑戦的な調書をつくり署名捺印せよと命じました。わたしは不本意でしたがとても抵抗してもダメなことを感じ、言いまわしをあらためようと思っても、記憶も曖昧になり、考える力もなくわたしは捺印を押ししてしまいました。係官に向かって『あなたは、仮面をかぶって私に近づき、わたしを裏切った』とさげびました。彼は苦笑していました」。

裁判が行われたのは、終戦を迎えた1945年9月1日のことだった。サウエルボルン神父の新潟刑務所から市の中心部にある裁判所までの移動の様子は、腰縄をつけられ、人々からスパイ、スパイと軽蔑の目を浴びせられ、さながら主のゴルゴタの道のようなようだったとの証言もある。裁判は弁護士もつけられないままあわただしく行われ、治安維持法による執行猶予つきの実刑判決が出され、釈放された。しかし逮捕の理由が公にされなかったため、その後も親類から村八分の扱いを受けたり、また教会の中にさえ不理解が残る「みんな迷惑しているのだ」という声もあがった。

2012年春まで高田教会で主任司祭を務めたマリオ・カンドゥチ神父（フランシスコ会）は、このように教会の活動グループで弾圧を受けるのは、当時としても稀なことだったのではないかと話す。聖書の学びも解釈次第で国家反逆。この恐ろしい前例を、どう活かしていくか、いま、真剣に問われている。

### <参考文献>

高田カトリック教会創立七十五周年誌『雪国にまかれた種』（高田カトリック教会、1986.11）

『サウエルボルン神父様を偲ぶ』（高田カトリック教会、1989.3）

高田カトリック教会創立百周年誌『福音と歴史を基盤に』（高田カトリック教会、2009.10）



## 南無妙法蓮華經

■ 鴨下祐一（日本山妙法寺）

3月16日よりノースダコタ州、ダコタアクセスパイプラインの近くのシャイアン・リバー・キャンプサイトにて御祈念。ここには、2016年4月1日以来、キャンプが張られ、祈りの場所とされてきた。新たな石油パイプライン建設計画が、ラコタ族の聖地（先祖たちが眠る）を通ることになったからだ。

全ては祈りから始まる。朝日に祈り、夕陽に祈る。警察にも祈りをもって向き合う。怒りを制御出来ない人は前線に立つてはいけない。先住民の長老たちのことばに耳を傾ける。祈りの儀式を最も大切なものとして敬う。というような事が、始めに参加者に伝えられる。ここに来た多くの人が今度は「精神的に」目覚めることになる。ここで、政治・経済・法的な解決方法のみでなく、祈りと自身の生き方を見直し、私たちは全て一つであるという、アメリカ先住民の、そしてマハトマ・ガンディーのサッティアグラハ（真理を手に入れる）の方法を学んだ。

9月3日、工事を進める側のガードマンか警察が犬を使い、阻止行動する人たちに攻撃を加えた。権力側の攻撃は容赦がなかった。ペッパー Sprey、ヘリコプターからキャンプサイトへの農薬散布、ゴム弾の射撃、零下での放水攻撃、催涙弾などなど、日本では考えられない物理的弾圧が加えられ、逮捕者も700名以上になった。この闘いの一つの特徴的な出来事は、今まで長い間仲違いしていたラコタ族の七つの集まりが一つになった事だ。そして全米から、世界中から、多くの先住民たちが支援のために集まった。

12月にはいり工事の再開が迫りると、アメリカの退役軍人たち2000人が集まり、先住民



池田寛信上人と鴨下祐一上人

の長老たちの前に膝まずき、赦しを請い、支援を表明した。オバマ大統領は建設中止を表明するに至った。だが、現在、トランプ大統領になり、工事が再開され、キャンプサイトも一掃されてパイプラインは完成した。

地球自体を一つの生命体（マザー・アース）と理解すると、鉱物の採掘は地球の体内の内臓や血液を取り出していることになる。その行為はもちろん地球を病気にし、死に迫りやる事と同じだ。生きとし生ける全てのは、健康な地水火風空（五大要素）がなければ死に絶える。トランプ大統領であろうが安倍首相であろうが平等に同じ運命を共有している。だからこそ私たちは批難や攻撃で問題を解決するのではなく、祈りで問題を解決しなくてはならない。それが古来からの祖先の、仏陀の、イエスの、マホメッドたちの智慧である。ラコタ族の女性が語っていた。社会活動家はこれからスピリチュアル（宗教的）になる必要がある、またスピリチュアルな人たち（宗教家）はもっと社会や政治の問題に対して行動する必要がある。

## 「共謀罪」と内心の自由

■ 米倉洋子 (共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会事務局長)

### 1. 「共謀罪」(「テロ等準備罪」とはどんな法律か

犯罪を実行しなくても、実行するために話し合って合意した、これを「共謀」あるいは「計画」と言います。「共謀罪」とはこれだけで処罰しようという法案です。過去3回廃案になりました。過去には「共謀罪」と言われてきたのですが、今回の法文は「共謀」を「計画」に変えました。しかし「共謀」と「計画」がどう違うのか説明はありません。

3月21日、「共謀罪」を盛り込んだ「組織犯罪処罰法」の改正案が閣議決定されました。政府はこれを「テロ等準備罪」などと呼んでいますがこの名称は正式なものではありません。最初の法案には「テロ」という言葉も一言もなく批判を受け、政府はあわてて「テロリズム集団等」という言葉をちりばめました。しかし「テロリズム集団」の定義もありません。マスコミの方々から「共謀罪」という言葉を使うなというプレッシャーが政府筋からあると聞いていますが、朝日新聞は閣議決定の翌日、「テロ等準備罪」という言葉は使わず「共謀罪」を使いますと一面で宣言しました。

### 2. 「共謀罪」どこが問題なのか

こういうことをしたらこういう処罰を受ける、という定めを刑法といます。殺人や窃盗などを定めた刑法典のほかに特別刑法という個別の法律で犯罪と処罰を決めた法律があり、「共謀罪」もそのうちの一つです。

国家の刑罰権とは、強制的に国民の命、自由、財産を奪うことができる非常に強力な権力です。そのため、国家にとって気に入らない人を牢屋に入れたり処刑することに使われてきた歴史があります。ですから、近代刑法では刑罰刑の発動を必要最小限にし、誰かを傷つけたり、結果

があるときだけ処罰するという行為原則、侵害原則が確立しました。日本の刑法も、行為があって、その行為が人の利益を侵害したときだけ処罰するのが原則です。ただ、殺人や放火などの重大な罪には例外的に未遂罪、さらに非常に限られた犯罪については、ある程度客観性のある準備行為に対する予備罪があります。近代刑法にはまた、何が犯罪でなにが犯罪ではないかを明確に定めなければならないという罪刑法定主義という原則があります。刑法は犯罪から国民を守る役割とともに、犯罪を犯していない人を処罰しないという、国民の自由を保障する面もあるのです。何が犯罪で何が犯罪ではないかわからない法律はつくらない、これが刑法の原則です。「共謀罪」はこの原則に大きく違反しているのです。

### 3. 共謀とはなにか

今回の「共謀罪」は、277の罪をいっぺんにつくってしまう処罰の網を非常に広げる法律です。「共謀」「計画」だけ、内心や意思についてメールやラインで話すだけで犯罪として成立してしまいます。実行する必要もありません。一旦話したら「共謀罪」は消えません。

本来日本の刑法は厳格です。例えば、空き巣は玄関に入ったただけなら住居侵入罪にはなりませんが、窃盗罪にはなりません。3日前にあそこに盗みに入ろうなんて話し合っただけでは窃盗罪は成立しません。逃走用の車を借りても成立しません。ところが「共謀罪」はずっと前に盗みをしようと話ただけで成立するのです。

「共謀罪」で唯一刑が免除される可能性があるのは自首した場合です。そうすると、もしスパイが集団の中に入って煽り、共謀が成立し、そのスパイが警察に密告すれば、それは自首になるので刑を受けない、ということもありえます。扇動

した人は密告して罪を免れ、扇動されたひとは一網打尽に捉えられる。治安維持法にもこれと同じような規定あり、かつて実際に使われました。

共謀とは何でしょうか？ 目配せで合意が成立しても共謀です。手をかけていなくても処罰されます。黙って一言も発さなくても、その場にいれば共謀したとされる可能性があります。メールやライン、ツイッターやフェイスブックなどで順次に共謀したとされるおそれもあります。

#### 4. 「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」だけが処罰の対象なのか？

国会では、一般のひとは関係ありませんと言います。いさえすれば国民はそう思うだろうと、本当に馬鹿にしたような答弁が続いています。何が組織的犯罪集団なのかは当局の判断に委ねられます。重要なのは、今年2月16日の政府の答弁で、合法的な団体でも、犯罪を実行することを目的とする団体に一変した時は組織的犯罪集団になるとしたことです。市民運動団体が、例えば沖縄の座り込みをしようと合意すれば、組織的威力業務妨害罪の実行を目的とする組織的犯罪集団に一変し、「共謀罪」が成立するとされる可能性があるのです。

#### 5. いまなぜ「共謀罪」なのか

安倍政権は「戦争法」を成立させ、今度は9条改正だと言っています。それに対抗する大きな市民の運動ができ、10万人が国会を取り囲みました。この状況は安倍政権にとって恐ろしいことです。これはなんとか抑え込まないと戦争への道、改憲への道は進めない。それでこのタイミングで「共謀罪」なのだと思います。3回も廃案になってなぜ今になってこんな曖昧な法律を出してくるかといったら、そういう狙いがあるからだと思います。

「共謀罪」法案が成立しても、市民がきのこ採りに行こうと計画したらみんな捕まってしまうわけではありません。「共謀罪」ができて急に逮捕が激増するわけではなく、しばらくは何もないかもしれませぬ。ただ、「共謀罪」があれば、取り締

まりたいときにいつでも取り締まりたい人、団体を取り締まることができるのです。いつでも捕まえることができる処罰の網をかける法律なのです。

警察の任意の捜査、情報収集は、犯罪が起きる蓋然性がなければ適法にはなりません。「共謀罪」ができれば、犯罪の可能性が広がり、情報収集、調査がいままでより幅広く合法化されるのです。これが監視社会といわれるものです。結局、権力に都合の悪い思想、行動を監視することが正当化され、市民は何もなくても自分たちの活動が法に触れるのではないかと、監視の対象になるのではないかと恐れ、いろいろなことを自重するようになります。その萎縮効果を狙っているのです。治安維持法もそうでした。仮に一軒でも「共謀罪」が発動されれば、その萎縮効果は本当に大きなものになると思います。

#### 6. 権力はなぜ宗教を弾圧するのか

治安維持法の時代、宗教団体はかなり広範囲に激しい弾圧にあいました。1942年、ホーリネス系教職者が一挙に逮捕、弾圧された事件がありました。その際、国家権力は、「天皇陛下とイエスキリストとどちらが偉いか」と宗教と政治を同一の次元に置き、キリストの再臨によって千年王国が樹立するという聖書の解釈を、国体の変革としました。しかし、国家権力は本当にホーリネス教団が千年王国を画策して天皇制を倒そうとしていると考えたわけではないと思います。そうこじつけたのです。なぜなら、国民の多大な犠牲が必要な大きな戦争は、圧倒的な国民の支持、絶対的な服従がなければ遂行できないからです。自由な心を持つ国民は、はっきり戦争反対と言わなくとも、戦争遂行勢力にとって一番怖いのです。仮に「共謀罪」が成立して戦争する国づくりが進むと、信仰者は信仰の内容という、いわばもっとも権力に手をつけてもらいたくない大切な心の部分に手を入れられ、監視の対象になり、抑圧の対象になることは避けられないと思います。市民の精神的な自由を守るために、なんとしても「共謀罪」を廃案に持ち込みたいと思います。

## 6月、息づくキリストの体—生命へと燃え上がる愛の炎を讃える

■ 朴庾美 パク・ユミ (フリーランサー)

6月は、イエスのみ心の月だ。創造された世を救う、イエス・キリストの愛と活動を記憶して尊崇する、時間の結晶体だといえるだろう。四旬節から、復活—昇天—聖霊降臨、そして一度、全ての事を成し遂げられた主の神秘を反すうする聖体の祝日を過ぎ、イエスのみ心の祝日、全ての出来事に愛と共にあった聖母のみ心の祝日へと連結し、締めくくられる時間！この時間は、受難と復活に対する聖書の伝承に従い、教会で太陽暦の中に太陰暦を組み入れて計算される事で、より一層引き立たされ、浮き彫りとなった。

暦と時間の計算上特別な意味を持ち、光り輝く愛の歴史。それをそのまま、世の中を見つめる観点や暮らしの中へと盛り込んだ、信仰の先祖たちのころざしがより深く感じられる今日この頃だ。

限界に対する自省なく、また、不可測な結果に対する心配や恐れなく、人間の力で科学技術の発達を促し、より発展した平安な生活ができる世の中を作ろうとする努力が生み出した世の破壊、共同の住まいである地球の痛み、生命に対する脅威を見ながら、人類だけではなくこの世の創造物全てを救う主の愛を受け入れ、刻み込んできた、先祖たちの視点を失ったと思われてならない。

13世紀頃に描かれた、エプストルフベネディクト修道院の聖堂祭壇画をみてみよう。エプストルフの世界図の世界、それは、キリストのからだだ。聖体信心が伝えられ始めた13世紀の人々の心に刻まれた「イエスの体」は、世の中全体だった。ここには地球を超え、丸い外郭には惑星まで、全てが描かれている。これは、11～12世紀、混乱と分裂と苦痛の中で、都市の生活より農村での生活を秩序の基準とみなし、その時代の社会「秩序」を規定し支配しながら守ってきた修道院の動きが要約された救いの像、「イエス・キリストのからだ」なのだ。

以後、発達した位階秩序と社会的困難、理性の発達の中、いつ頃からか、主のからだは徐々



エプストルフの世界図 (Ebtorfer Weltkarte), 13世紀  
ドイツ エプストルフ ベネディクト修道院の聖堂祭壇画  
(<http://www.ebtorfer-weltkarte.de/Ebtorfer-Weltkarte.jpg>)

に切り捨てられ縮小していった。13世紀、聖体の中で息づかれる主が、聖殿だけにいるのではなく、世の中で生き生きと動いているという事を伝えたの聖体信心や聖体行列の動きがあった。この動きと共に、あらゆる創造物の救いに向けた愛、心臓から流れ出た血のようにありとあらゆる孤独や苦しみをこの愛によって受け止めた、イエスのみ心を憶え讃えた先人の心を、今一度刻んでみる。世の救いの中心にいるイエスのみ心！

死に向かう創造物を生命へと導く愛、すなわち、苦しみを避け個人的な安逸を求めるのではなく、人生の暗闇に向き合う痛みを積極的に受け入れ、この世界が死から生命へと向かうよう、自らを捧げる愛となれと招かれる中、脱原発のため、武器拡散反対のため、米軍基地反対のため、THAAD (サード、高高度ミサイル防衛体系) 設置反対のため、平和のため、戦っている方々の心を思い描いてみる。そして、より多くの人々の心の中で、愛の炎がメラメラと燃え上がっていく事を願う。傷の無い完全な世の中、キリストの体となるように。

## 目次

- 1 特集 治安維持法とカトリック教会
- 2 総説 治安維持法とカトリック教会 ..... 三好千春
- 6 報告 大阪教区「信徒の会」  
「三浦綾子さんの小説『母』を読んで  
『治安維持法』を学ぶ」 ..... 田口武男
- 7 高田教会の聖書研究会弾圧事件 ..... 屋間範子
- 8 ひとつぶ 南無妙法蓮華経 ..... 鴨下祐一
- 9 報告 「戦争する国」に反対する宗教者第3回緊急集会  
「共謀罪」と内心の自由 ..... 米倉洋子
- 11 連載第5回 小さな泉が川となる ..... パク・ユミ
- 12 まんが「ポストランテの石橋さん」

表紙写真 5月3日、5.3憲法集会が東京臨海広域防災公園（通称：有明防災公園）で行われました。今年のタイトルは「施行70年 いいね！ 日本国憲法—平和といのちと人権を！ 5.3憲法集会」。政府の改憲方針に危機感を持つ約55000人が参加しました。



事務局  
より

## 改憲対策部会を設立しました

正義と平和 えとせとら...

各地  
からの  
報告

このたび、日本カトリック正義と平和協議会に改憲対策部会を設立しました。部会長は光延一郎神父（イエズス会）、市民連合などで活躍中の中野晃一先生（上智大学）も参加し、これまで活動してきた「カトリック20条の部会」を統合して、部会は今のところ6人の体制です。

ミッションは平和憲法を守ること。「平和憲法を守る」ことが日本司教団の基本姿勢のひとつであることは、日本司教団「戦後70年メッセージ」にもはっきりと示されています。「平和憲法を守る」ため、具体的な行動を起こすこと、福音的な立場から日本社会と信徒にむけた啓発活動を行っていくことが、改憲対策部会のしごとです。残念ながら現在の政府は、対外的な危機感とナショナリズムを煽り、国内ですら密かに市民を分断させて、改憲と戦争のできる国づくりへの道を急いでいます。この道筋がイエスの説いた愛、イエスの目指した兄弟的世界と正反対の方角を向いていることは明らかです。わたしたちはどうすればいいのか、改憲対策部会は考え、皆さんに提案し、行動していきます。ゴールは政府が改憲を断念すること。その実現までのアドホックです。どうぞ宜しくお願い致します。

## 編集後記

5月3日の憲法記念日、各地で憲法改悪に反対する集会が開かれた。改憲というと、「9条」というイメージであるが、変えたい人はいろいろな切り口で攻めてくる。今号の特集である「治安維持法」が再び注目されているのは「共謀罪」（テロ等準備罪法案）との関わりだ。日本のカトリック教会は数多の殉教者の歴史であるが、それは昔の話ではない。先の戦争での殉教者を忘れてはならない。憲法9条のみならず、憲法19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、憲法20条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」という、先人が血を流して得た「宝」を忘れてはならない。(S)



発行日 2017年6月1日（隔月発行）  
編集発行 日本カトリック正義と平和協議会  
〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10  
TEL.03-5632-4444 FAX.03-5632-7920  
E-mail jccjp@cbcj.catholic.jp

購読料 年 1,500円（送料共）  
郵便振替 00190-8-100347  
加入者名 カトリック正義と平和協議会

<http://www.jccjp.org>